

要望事項							関係省庁回答欄
番号	種類	事項名	要望事項	要望元の団体名	要望省庁	関係法令等	改善案(省庁名も記入してください)
1	制度運用の改善	NPO等運営力強化等の交付金交付先を都道府県から市町村へ	復興庁の「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」に関する交付先を都道府県から市町村に変更していただきたい。 【理由】福島県内で復興支援活動をしている団体は運営基盤が弱いとあり、復興支援基盤強化事業がされている実感がわかない。市町村ごとに団体のニーズは異なるので、市町村レベルでの支援活動団体の基盤強化が必要である。	特定非営利活動法人ウェブストリー	内閣府		【内閣府】 本事業に係る交付金交付要綱及び実施要領においては、交付金の対象者は被災3県(岩手県、宮城県、福島県)として、知事によりNPO法人等への助成対象を決定することとしております。  また、仮に、ご提案のように、NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業(以下、本事業という。)交付金の交付先を県から市町村に変更した場合、市町村域を越えて活動する団体も多く存在するため、事業実施に当たって、関係市町村間で調整を行う必要が生じるとともに、審査委員会の設置等をはじめとする本事業に係る事務を各市町村において行う必要があるなど、事業執行上、非効率かつ市町村の負担増加になることが想定されます。  さらに、事業実施を希望する全ての市町村に交付金を交付する必要があるため、県へ配分する方式と比較して一事業ごとの単価が極めて低いものとなり、現状と同程度の水準の支援を行えなくなるといったおそれもあります。  このため、本事業に係る交付金の交付先を県から市町村に変更することは適当でないものと考えます。  本事業のうち、ご指摘の復興支援基盤強化事業に係る団体ニーズに対応した事業の実施については、関係県と連携を図りつつ、市町村や中間支援組織等を通じNPO法人等のニーズを十分把握した上で事業を実施していくよう努めてまいります。
2	予算要望	複数年の計画で、こどもの遊べる環境を復活させるための助成・委託制度	子どもの遊び場を支える「プレーリーダー」の人的費用および「プレーパーク」や「プレーカー」(移動式の遊び場)の設置・運営費を複数年に渡って助成・委託制度をつくっていただきたい。 【理由】震災で失われた子どもたちの遊びの環境がコミュニティの中に復活し、地域住民や行政が自立して運営できるようになるには、まだ数年かかる。特に、子どもがのびのびと遊べる環境づくりを担う「プレーリーダー」の人的費用および「プレーパーク」や「プレーカー」(移動式の遊び場)の設置・運営費が不足している。複数年で取り組める資金支援制度を創設してほしい。	日本冒険遊び場づくり協会	復興庁 厚生労働省		【復興庁】 政府予算は原則単年度であり、年度をまたいで使用できる新たな基金を創設することは困難ですが、平成27年度創設の「被災者健康・生活支援総合交付金」により、遊具の設置に対する支援が可能です。また、福島県においては、「福島再生加速化交付金」により、遊具の更新やそれと併せたプレイリーダーの養成などのソフト事業についても支援が可能です。
3	情報提供協力	復興まちづくり計画の中に「子どもの遊び場づくり」を位置づける	復興まちづくりの計画立案時には、「子どもの遊び場(プレーパーク)をつくる活動」が住民参画の有益な選択肢の1つであることを市町村に情報提供していただきたい。 【理由】子どもの遊び場を作る活動は、住民主体のコミュニティづくりに有益である。石巻市北上地区の高台移転まちづくり計画において、実績がある。住民参加の有効な選択肢の1つであることを、関係省庁から市町村に情報提供していただきたい。	日本冒険遊び場づくり協会	復興庁		【復興庁】 「新しい東北」の実現に向け、先導モデル事業においては、子どもの健やかな成長等に資する先導的な取組を支援し、我が国や世界のモデルとすることを目指しています。「新しい東北」においては、官民連携推進協議会などにより、市町村、企業や大学、NPO等の情報共有・交換、連携を進め、先進的な取組の横展開を図っております。

4	制度運用の改善	被災地域のNPO・地域住民等による交通弱者対策への公的支援	<p>現行制度および改正される各制度を活用した「まちづくり」「交通手段の一部」として、NPOおよび地域住民が交通弱者の移動の担い手となりうる説明を行っていただきたい。また積極的な協働の取り組みを被災地域の地方自治体に働きかけていただきたい。(2)関係団体や自治体に向けた相談業務を実施し、活用可能な制度の情報を提供し、担い手となるNPOや地域の住民の協力を呼びかけマッチングをしていただきたい。(3)新たに改正される「自家用有償運送の旅客の範囲拡大」事項(各市町村長の認める移動制約者)の補足として、「災害による被災や復興状況など、地域それぞれの特性を考慮する」旨の通達を出していただきたい。</p> <p>【理由】(1)被災自治体のもともとの土壌として、住民やNPOとの協働の意識に乏しいという課題があり、各自治体任せにしても協働体制を築くのは容易でないこと。(2)関係省庁より「被災地の移動支援活動として活用可能な補助制度」を紹介されたが、自治体に問い合わせると「移動支援として使うことはできない」「他の事業に使っている」という答えであり、実際に活用できる制度はなかったこと。(3)移動支援には、被災地特有の交通や移動の問題を考慮する必要があること。</p>	特定非営利活動法人移動支援 Rera	国土交通省	交通政策基本法、地域公共交通活性化再生法、道路運送法	<p>【国土交通省】</p> <p>(1)(2)について 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正により、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを形成するための、地域公共交通網形成計画の作成制度が創設されています。同法に基づき国が定めている地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針においては、 ①NPO等が行う自家用有償旅客運送も含め、地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せが重要であること ②地域公共交通の活性化及び再生に向けて、国、地方公共団体、住民等が相互に連携を図りながら協力するよう努めることを定めております。 また、平成27年4月より、いわゆる第4次分権一括法による道路運送法の一部改正により、自家用有償旅客運送の登録等の国の事務・権限を、希望した地方公共団体に移譲することとしたところです。 これにより、地方公共団体において、当該地域の公共交通のあり方を主体的に検討し、地域の実情を踏まえ創意工夫をこらした交通ネットワークの形成・充実、例えば、バス・タクシー事業と自家用有償旅客運送をどう棲み分けて利用していくか等、に向けた取り組みが促進されるものと考えております。 また、この事務・権限の移譲に併せて、実施主体の弾力化及び旅客の範囲の拡大という制度の見直しを行っております。 実施主体の弾力化につきましては、従来は、法人格のある非営利団体に限定していたところですが、今後は営利を目的としないことを前提に、組織的基盤等がある場合には、自治会や青年団等「権利能力なき社団」も運送の実施主体とすることを可能としました。 旅客の範囲の拡大につきましては、従来は、旅客の対象を地域住民又は実施主体が作成する旅客の名簿に記載された者に限定していたところですが、今後は地域の交通が著しく不便であることその他交通手段を確保することが必要な事情があることを市町村長が認めた場合には、地域外からの来訪者も運送できることとしました。 以上を踏まえ、地方公共団体が中心となって被災、復興状況を踏まえた地域公共交通ネットワークの形成を検討して頂きたいと考えております。 具体的な相談については、東北運輸局又は各運輸支局にご連絡いただければと思います。</p> <p>(3)自家用有償旅客運送のうち交通空白地域で実施される過疎地有償運送については、地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う方を運送の対象としております。今般の旅客の範囲の拡大にかかわらず、現行においても地域内の住民等であれば旅客の対象となり、また、運送の必要性について、被災や復興状況等地域の実情を踏まえて協議し、運営協議会の合意を得ることで実施することが可能です。 以上のとおり、現行制度においても対応可能でありますので、具体的な計画に即して東北運輸局又は運輸支局にご相談いただければと思います。</p>
5	予算要望	被災地域のNPO・地域住民等による交通弱者対策への公的支援	<p>(1)被災地域で交通弱者対策を行うNPOや住民団体、交通事業者、自治体等に対して、出来る限り早く、かつ今後少なくとも数年間活用できる財政支援を行っていただきたい。 (2)財政援助に限らず、地域に合わせた持続的な送迎ノウハウを住民と共に開発し担い手を開発していただきたい。</p> <p>【理由】交通弱者対策が制度として動くには、長い時間が必要だが、被災地域の交通弱者への対策は一刻の猶予もなく、それぞれの地域特有の条件とともに、住民を悩ませている。そのため、できるだけ早く、今後数年間活用できる財政支援が必要である。</p>	特定非営利活動法人移動支援 Rera	国土交通省	交通政策基本法、地域公共交通活性化再生法、道路運送法	<p>【国土交通省】</p> <p>(1)国土交通省といたしましては、被災地域の生活交通の確保は非常に重要であると認識しています。このため、平成23年度に「特定被災地域公共交通調査事業」を創設し、マイカーを持たない仮設住宅にお住まいの高齢者などの日常生活の足として、仮設住宅から公的機関、病院、商店への移動手段を確保するための地域内交通であるバスや乗合タクシー等の運行を支援しているところです。また、被災地域において複数の市町村にわたる高齢者の方などの移動を確保するための輸送であれば、平成23年度に創設した「被災地域地域間幹線系統確保維持事業」により支援しているところであり、NPOによる自家用有償旅客運送も支援の対象となっております。 今後とも、被災地域の声をよく聴きながら、必要な支援を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>(2)地域の実情に合わせた地域公共交通網の形成に当たっては、地域公共交通活性化再生法に基づく協議会や道路運送法上の運営協議会等の場を活用しつつ、地方公共団体と住民を含めた多様な関係者により検討が進められることが期待されます。 なお、地域の実情に合わせた公共交通サービスの内容等具体的な内容については、東北運輸局又は各運輸支局へもご相談いただければと思います。</p>

6	予算要望	住民主体の移動支援による被災者のケアとコミュニティづくり	<p>(1)「コミュニティ復興総合事業」の「こころのケア」において、住民主体の移動支援活動の立ち上げ、運転ボランティア育成、コーディネーターの人件費も補助の対象としていただきたい。(2)ノウハウ提供や関係機関との連携構築をする人材の確保のため、「被災者支援活動のコーディネート」を柔軟に支援していただきたい。</p> <p>【理由】(1)日常の買い物や外出中の会話などができる移動支援活動は、「こころのケア」である。移動支援活動に必要な車両維持やコーディネーターには人件費がかかるが、諸制度のはざまにあって公的な支援を受けにくい。そこで、「コミュニティ復興総合事業」のような目的を重視した横断的な事業の対象となるようにしていただきたい。 (2)自治体、車両の提供元、相談機関等の連携関係を作ったり、ノウハウを提供して環境整備をしたりする人材の確保が重要である。カーシェアリングは、車のシェアに限らず、シェアする人同士の助け合いを生んでいる。仮設住宅の自治会等に車を貸し出すことで、住民同士の「つながり」を作りだし「コミュニティ形成」を支援できる。</p>	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク、特定非営利活動法人移動支援Rera、一般社団法人カーシェアリング協会	復興庁	復興支援活動を行うNPO等が活用可能な政府の財政支援(平成27年度概算要求分)	<p>【復興庁】 「心の復興」事業では、被災者の生きがいづくりに資する地域活性化等の取組の実施を支援する。具体的には、農業、水産業、伝統文化の継承活動、ものづくり、世代間交流等により、被災者が生きがいを見つけるきっかけを作り、コミュニティとの関わり合いを持つことで、心のケアにつなげるものであり、事業に必要な人件費の措置が可能です。 26年度から前倒して実施することとした「被災者支援コーディネート事業」においては、各種主体(NPO等)と地域をつなぐ等、関係者間の調整を主な業務としており、これらを通じて、被災者支援の取組が円滑に進められるようコーディネートしていきます。</p>
7	規制緩和	住民主体の移動支援による被災者のケアとコミュニティづくり	<p>「福祉有償運送」の利用者の範囲の拡大について、合理的で簡単な手続きや要件設定をしていただきたい。</p> <p>【理由】被災地では、生活困窮状態にある高齢者や慢性疾患を抱えた人が通院や買い物に困っている。これらの人は、元来、福祉有償運送の旅客の範囲とされている(イ)要介護高齢者(ロ)身体障害(ハ)要支援高齢者(ニ)その他の障害には該当しないが、移動支援のニーズがある。そのような中、自家用有償旅客運送制度の見直し(2015年4月)において、市町村長が認めれば、「旅客の範囲」を拡大できる見通しであることに期待を寄せている。「旅客の範囲」に前述のような人が対象に加わるようにしていただきたい。範囲拡大にあたっては、「災害による被災や復興状況等、地域それぞれの特性を考慮する」旨の通達を出していただき、合理的で簡便な手続きや要件設定をお願いしたい。</p>	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク、特定非営利活動法人移動支援Rera、一般社団法人カーシェアリング協会	国土交通省	道路交通法	<p>【国土交通省】 自家用有償旅客運送のうち福祉有償運送については、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方を運送の対象としております。 「慢性疾患を抱えた人」を対象とすることにつきましては、運営協議会事務局や判定委員会等において予め身体の状態を確認するなどして、その結果を運営協議会に報告することにより旅客の対象とすることは可能であります。 また、「生活困窮者」や「介護等までは要さない高齢者」の方々の通院、買い物については、地域内の住民を旅客の対象としている過疎地有償運送により運送の提供をすることが可能です。 以上のとおり、現行制度においても対応可能でありますので、具体的な計画に即して東北運輸局又は運輸支局にご相談いただければと思います。</p>
8	制度の運用	平成28年度以降東日本大震災支援に関わるNPOが活用可能な財政支援について	<p>平成28年度以降東日本大震災支援に関わるNPOが活用可能な財政支援について、概要が定まった制度から随時公開・通知していただきたい。</p> <p>【理由】復興集中期間とされる5年間より後の政府の財政支援制度の見直しを知りたい。被災地で活動するNPOとして継続性を見据えた活動を行いたいため。</p>	一般社団法人みらいサポート石巻	復興庁		<p>【復興庁】 要求する予算の概要が固まるのは、各省庁とも概算要求時であるため、毎年このタイミングでとりまとめを行い、公表をしているものです。</p>

9	予算要望	福祉避難所における備蓄品購入費助成について	被災地において、行政から指定されている福祉避難所が、災害に備える備蓄品や備蓄品を補完する倉庫を購入する費用を助成する制度の創設または助成期間の延長をしていただきたい。  【理由】行政から福祉避難所に指定される福祉施設が増加傾向にあるが災害に備え備蓄品を必要数確保できている施設は少ない。発電機や長期保存できる食品、役員、衛生用品、寝具などの災害用備蓄品を常備することは負担である。岩手県では「地域支え合い体制作り事業」の助成金を活用し、福祉避難所が備蓄品を購入できる補助事業があるが平成26年度で終了予定である。ぜひ補助期間の延長をしてほしい。	岩手県社会福祉協議会いわて障がい福祉復興支援センター	内閣府 厚生労働省	災害救助法 災害対策基本法	【内閣府】 福祉避難所は、一定の基準を満たした高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設、特別支援学校等の中から各市町村が指定するものです。備蓄品等購入の助成金の創設、「地域支え合い体制作り事業」の助成金の延長要望については、福祉避難所となる施設それぞれの所管省庁及び同助成金の所管省庁で対応されるべきものと考えます。  そのため、内閣府として助成金等の支援はございませんが、市町村に対して、避難所での備蓄が難しい場合でも、事業者団体との物資供給協定の締結等により、避難所において災害時に直ちに必要な物資が確保できるようにすることを様々な場を活用して、周知・要請に努めております。  【厚生労働省】 要望の「地域支え合い体制づくり事業(全国分)」は平成22年度に各都道府県に基金を造成して展開する事業であって、地域の見守り活動チーム等の人材育成、ネットワークの構築などモデルとなる日常的な支え合い活動の体制づくりの立ち上げを支援することを目的としていましたが、全国分については平成26年度末をもって事業を終了することとなりました。※被災3県分は存続。
10	予算要望	災害(復興)公営住宅集会所への備品整備について	災害公営住宅の集会所に備品を整備できる財源を用意していただきたい  【理由】集会所は入居者同士の交流や周辺地域とのコミュニティ形成に大切な役割を果たすが、現状では集会所に備品が整備されておらず、交流の促進が見込めない状態である。仮設住宅で集会所が一定機能したのは、民間により備品が整備され、管理費を自治体が負担し、外部支援団体がソフト支援を行ったからである。	東日本大震災支援全国ネットワーク(JCN)	復興庁		【復興庁】 復興交付金で整備した災害公営住宅の集会所において、復興交付金効果促進事業により、机等の必要最小限の備品を整備している市町村の事例はあり、その他の備品でも市町村において対応しているものはあると承知しています。被災自治体からの具体的な要望があれば、復興交付金で対応可能な範囲の相談に応じてまいりたいと思います。
11	制度の改善	テレワークの推進	被災地域情報化推進事業(情報通信技術活用事業費補助金)(10)被災地域テレワーク推進事業は、沿岸部が対象になっている。適用範囲を拡大していただきたい。  【理由】被災地域情報化推進事業(情報通信技術活用事業費補助金)(10)被災地域テレワーク推進事業は、沿岸部を対象にしているとのことであった。沿岸部に限らず、女性、障害者、高齢者等、生活困窮者の立場を考慮し、被災地に、迅速かつ大規模に仕事を作り出す必要がある。	特定非営利活動法人ウェブストーリー	総務省		【総務省】 本事業は、情報通信技術を活用して、自宅や仮設住宅等で仕事ができる「テレワーク」の仕組みを構築することにより、被災地での生活再建や育児・介護等の理由で、地元や自宅を離れられない住民の方々に対して就労機会を提供するものです。同時に、本事業は東日本大震災復興特別会計を財源としているため、その用途については、被災地域の復旧・復興に直接資するものを基本とすることとされていることから、用途の厳格化を図る観点により、実施主体を設定していく必要があります。 このような観点を踏まえ、本事業の対象地域については、特定地方公共団体又はその連携主体のうち、岩手県、宮城県、福島県の被災3県の中で復興交付金の基幹事業又は福島再生加速化交付金事業を実施している地方公共団体等に限定しているところであり、ご理解を賜りますようお願いいたします。  <参考>情報通信技術活用事業費補助金 実施マニュアルQ&A(被災地域テレワーク推進事業関係) 問1 申請主体に制限はあるか。 (答) 事業の申請主体は岩手県、宮城県、福島県及びそれらの市町村(連携主体を含む)であり、復興特区法第4条第1項の特定地方公共団体よりも対象を限定しているため注意を要する。
12	予算要望	被災地コミュニティを再生するための助成金制度の創設	家族、集落、町内会、地区の小規模コミュニティ再生の為の予算がない。柔軟な使い道ができるコミュニティ再生予算をつくっていただきたい。  【理由】震災直後に、農漁村集落のコミュニティ再生予算はあったが、ハードルが高かった。家族旅行への補助、町内会等の行事・イベントへの補助、地区行事への補助など、小規模コミュニティの再生が、復興を加速するために必要であると考えます。	一般社団法人名取復興支援協会	復興庁		【復興庁】 「心の復興」事業では、被災者の生きがいづくりに資する地域活性化等の取組の実施を支援します。具体的には、農業、水産業、伝統文化の継承活動、ものづくり、世代間交流等により、被災者が生きがいを見つけるきっかけを作り、コミュニティとの関わり合いを持つことで、心のケアにつなげるものであり、コミュニティ再生に資する取組です。また、平成27年度創設の「被災者健康・生活支援総合交付金」の「地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業」において自治会活動など住民による地域コミュニティ活動の活性化の支援が可能となっております。

13	予算要望	原発事故により高線量になった地域に暮らす子どもの健康を守り、保養支援をすることについて	<p>(1)希望者は、誰でもいつでも被ばく検査を受けられる体制を整えていただきたい。(2)家庭の経済的事情や子どものハンディの有無にかかわらず、すべての子どもに保養できる機会を保障し、支援していただきたい。(3)保養の子どもを受入れる団体にも活動が継続できるよう補助制度を創設していただきたい。</p> <p>【理由】(1)子どもの甲状腺がんの急増、免疫力低下による持病の悪化や極端に不健康になる事象が福島において顕著である。低料金で検査が受けられるよう補助をしていただきたい。血液検査、尿検査、可能なら染色体検査を実施していただきたい。(2)低線量地域で一定期間保養することは被ばくを減らすために有効である。すべての子ども達が保養に出られるよう、交通費・宿泊費を支援していただきたい。(3)保養を受ける団体にも活動が継続できるよう支援していただきたい。</p>	フクシマの子ども の未来を守る家	(1)環境省 (2)、(3)文部 科学省		<p>【環境省】</p> <p>(1)</p> <p>○ 福島県では、県民の健康を中長期にわたり見守るため、事故当時県内に在住していた県民を対象に県民健康調査が実施されています。</p> <p>○ 県民健康調査は、医師や放射線の専門家による検討の結果、その内容が決められているものと承知しています。具体的には、事故後4ヶ月間の外部被ばく線量を推計する基本調査のほか、詳細調査として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災時に18歳以下であった全県民の方を対象とした「甲状腺検査」</li> <li>・避難区域等の住民の方々などを対象とした、白血球分画等の検査を含む「健康診査」</li> <li>・避難区域等の住民の方を対象とした、「こころの健康度・生活習慣に関する調査」</li> <li>・妊産婦の方を対象とした健康状態を把握するための「妊産婦に関する調査」</li> </ul> <p>が行われているものと承知しています。</p> <p>○ なお、福島県の近隣県においては、事故後、各県が主体となり有識者会議が開催され、特段の健康調査は必要ないとの見解が取りまとめられています。また、国際機関であるWHOやUNSCEAR(アンスケア)の報告書においても、福島県外において健康調査の必要性は指摘されていません。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>(2)(3)自然体験活動や県内外の子どもたちとの交流活動を通じて心身の健康の保持を図ることを目的に、「福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業」にて、団体等における県内すべての幼児、児童生徒(小中学生)を対象とした取組に対し、支援を行っています。</p>
14	制度の運用	応急仮設住宅供与機関の延長判断の早期化について	<p>平成28年3月31日までとなっている供与期間の延長判断を早急に実施し公表していただきたい。</p> <p>【理由】被災者アンケート調査およびヒアリング等から平成28年3月31日までとなっている応急仮設住宅の入居期間の延長を求める声が大多数である。住居について、自立解決が明らかに困難な避難世帯が多数存在している。自主避難・母子避難・母子家庭・高齢単身者世帯への本制度延長のニーズは高く、一律的な制度終了は混乱を招く。</p>	東日本大震災・山梨県内避難者と支援者を結ぶ会	内閣府	災害救助法	<p>【内閣府】</p> <p>災害救助法に基づく応急仮設住宅の提供期間は、原則2年とされておりますが、東日本大震災で設置したものについては、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、1年を超えない期間毎に延長を行うことが可能です。</p> <p>現在、岩手県、宮城県、福島県の被災者の方々が入居している応急仮設住宅については、平成28年3月まで5年の延長を行っているところです。</p> <p>更なる期間延長については、まずは各県において、災害公営住宅等の恒久的な住宅の整備状況等被災自治体における復興状況を総合的に勘案した上で延長の可否を判断し、国の同意を得たうえで延長することになりますが、国としては、各県から被災自治体の状況等をしっかりと確認し、適切に対応してまいりたいと思います。</p>

15	予算要望と福島県との積極的な協働	障害児者に対する内部被ばく検査の実施について	<p>障害児者に対するホールボディカウンターによる内部被ばく検査および情報提供が早期に実施されるよう、福島県に対する支援体制を早急に整えていただきたい</p> <p>【理由】 平成26年6月の福島県議会において、福島県立医科大学病院に設置されている寝台型ホールボディカウンターを活用し、障害を理由に検査を受けることができなかった障害児者に対する検査実施に向けた方策を検討するとされたが、平成26年12月現在、県から検査実施に関する情報提供はない。「福島県民健康管理調査」については、予算措置を含め国は積極的に関与をすべき政策課題であると認識している。障害を持つ子どもたちの健康が守られるよう、福島県立医科大学との調整や、受診の際の合理的配慮の提供についての進捗状況について、検査対象となるすべての障害児者及びその保護者・学校関係者に伝達されるよう働きかけをお願いしたい。また、実際に検査を受けられなかったりまたは現状のままでは検査を受けられない障害児者についての調査を実施されること。併せて福島県立医科大学病院への移動が困難な方の受診を想定した車載式寝台型ホールボディカウンターの設置を引き続き要望する。</p>	認定NPO法人DPI(障害者インターナショナル)日本会議	環境省	子ども・被災者生活支援法(第13条)、障害者権利条約(第25条)	<p>【環境省】 車載式寝台型WBCの導入の要望に関して、福島県は、まずは県立医科大学に設置している寝台型WBCを活用できるようにすることが先決と考えていると承知しています。具体的には平成26年6月の請願も踏まえ、福島県は福島県立医科大学付属病院の保有する寝台型WBCを障がい児の検査のために活用すべく同大学と調整を行っており、同大学は検査対象者の移動時及び測定時に容態急変等の緊急事態が発生した際の対応について検討していると承知しています。障がい児の検査のために寝台型WBCが活用されることとなれば、福島県からしかるべき情報共有がなされると承知しています。</p>
16	予算要望と制度の運用の改善	移動困難者への対策を行うNPO及び交通事業者、自治体への財政支援	<p>被災地域において移動困難者への対策を行っているNPO及び交通事業者、自治体への財政支援について、再度検討をお願いしたい。</p> <p>【理由】これまでの定期協議の場において、「復興支援活動を行うNPO等が活用可能な政府の財政支援」をもとに活用可能な補助制度を提示していただいたが、一部自治体に照会したところ、新規申請は受け付けられなかった。障害・高齢者等移動困難者に対する支援は現在もなお非常にニーズが高く、一刻の猶予もない。早急かつ長期にわたり活用できる財政支援の検討をお願いしたい。</p>	認定NPO法人DPI(障害者インターナショナル)日本会議	厚生労働省(国土交通省)	子ども・被災者生活支援法(第13条)、障害者権利条約(第25条)	<p>【厚生労働省】 (地域支え合い体制づくり事業) 仮設住宅の高齢者等については、地域支え合い体制づくり事業により、被災地のサポート拠点において、日常生活を支えるため、地域の実情に応じ相談支援、生活支援サービス、地域交流等の取り組みを行っており、ご要望にあるようなニーズについても必要な機能であると考えます。 仮設住宅の解消には、なお一定程度の期間を要する見込みであることから、引き続き仮設住宅の高齢者等に必要な支援を実施いただくため、被災地の要望も踏まえて27年度予算に計上したところです。 なお、当事業は、基金が設置されている被災県が実施主体となっており、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領に基づき実施しているところ。従って、ご要望の内容に関する事業実施に当たっては、被災自治体と相談していただきたいと思っております。 また、当基金管理運営要領では、「・都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業」などについては補助対象外としているのでご留意をお願いします。</p> <p>(地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業、地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業) ○ 「地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業」(復興特会による被災者健康・生活支援総合交付金のメニュー事業。原則被災三県のみが対象。)や「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」(一般会計による生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業。全国が対象。)を活用して、買い物などのための送迎等の支援を行うことは可能です。 ○ ただし、これらの事業の実施に当たっては、地方自治体の予算に計上した上で、当該地方自治体を通じて申請する必要があることから、地方自治体とのコミュニケーションを十分図りつつ、その理解を得て行うことが必要となります。</p> <p>【国土交通省】 国土交通省といたしましては、被災地域の生活交通の確保は非常に重要であると認識しています。このため、平成23年度に「被災地域地域間幹線系統確保維持事業」を創設し、被災地域において複数の市町村にわたる障害者の方などの移動を確保するための輸送について支援しているところであり、NPOによる自家用有償旅客運送も支援の対象としております。今後とも、被災地域の声をよく聴きながら、必要な支援を図ってまいりたいと考えております。</p>